

2001年2月8日

東日本旅客鉄道株式会社 社長 大塚陸毅 様
東海旅客鉄道株式会社 社長 葛西敬之 様
西日本旅客鉄道株式会社 社長 南谷昌二郎様
北海道旅客鉄道株式会社 社長 坂本真一 様
四国旅客鉄道株式会社 社長 梅原利之 様
九州旅客鉄道株式会社 社長 田中浩二 様

国土交通省大臣 扇 千景 様

日本アルコール問題連絡協議会（加盟 12 団体）

会 長 上野 佐

〒103-0007 中央区日本橋浜町 3-19-3 ソグノ 21 ビル 2F
特定非営利活動法人アスク（アルコール薬物問題全国市民協会）内
Tel 03-3249-2551 Fax 03-3249-2553

日本アルコール関連問題学会

理事長 白倉克之

〒239-0841 神奈川県横須賀市野比 5-3-1
国立療養所久里浜病院内
Tel 0468-48-1550 Fax 0468-49-7743

主婦連合会

会 長 和田 正江

〒102-0085 千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 3F
Tel 03-3265-8121 Fax 03-3221-7864

通勤線駅構内での酒類販売中止を求める要望書

1月26日、山手線・新大久保駅のホームで酒を飲んでいて男性がふらついてホームから転落、助けるために線路に降りた男性2人も巻き添えになって、3人が死亡するという痛ましい事故が起きました。

この事故を機に、ホームからの転落事故を防ぐ安全対策が急務であるという世論が強まり、JRとしても検討を始めたことが報道されています。

その際に、忘れていただきたいのは、ホームでの人身事故の7割弱が酔客だということ。加えて、今回酔って線路に落ちた男性は、飲酒しての帰路に新大久保駅構内の売店で酒を買い、ホームで飲んでいてという事実（新聞・テレビ報道による）です。

新大久保駅にかぎらず、多くのJR通勤線のホームや構内の売店で酒が売られており、その周辺で立ち飲みをしたり、床に座って酒盛りをしている人たちがいます。ホーム上に酒スタンドがある駅もあります。このような状況は、酔客自身の危険性だけでなく、他の乗客への迷惑にもなっている

ます。駅は酒場ではないのです。

ただでさえJRは酔客の嘔吐や喧嘩、駅員への暴力、階段やホームからの転落事故などに悩まされているはずなのに、どうして山手線など通勤線のホームで酒類を売り、飲酒を促すようなことをするのでしょうか。

鉄道の<運転の安全確保に関する省令>は、「安全の確保は運輸の生命である」と定め、「従業員は協力一致して事故の防止に努め、もって旅客及び公衆に損害を与えないように最善をつくさなければならない」と定めています。狭いホームと階段、混雑、高速での電車の進入……どう考えても、酔客が増えれば事故の可能性が高まることは明らかです。実際、今回の事故以前にも多くの死傷事故が起きており、救助しようとした人が巻き添えになるケースも初めてのことでありません。本当に乗客の安全を第一に考えているならば、「お酒は控えめに」といった方向のPRに力を入れるべきところなのに、JRは逆に駅構内での酒類販売を許して積極的に酔客を増やしてきたのではないのでしょうか。

今回の事故の一因は、JRがホームや駅構内での酒類販売を許してきたことにもあると言わざるを得ません。この悲しい事故を契機に、以下の3点を検討中の安全対策に盛り込まれることを、強く要望します。

記

- ① 通勤線の駅構内での酒類販売を中止すること。
- ② ホームでの飲酒を禁じること。
- ③ 転落等の事故の危険性を訴えるなどして、酔客を減らす積極的な努力をすること。

※日本アルコール問題連絡協議会 加盟 12 団体：

特定非営利活動法人ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）／イッキ飲み防止連絡協議会／
アディクション問題を考える会（AKK）／飲酒運転に反対する市民の会／（社）全日本断酒連盟／
日本アルコール・薬物医学会／日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会／日本禁酒同盟／
日本キリスト教婦人矯風会／日本禁酒禁煙協会／救世軍日本本堂／QBE保険会社

2001年2月8日

国税庁長官 伏屋和彦様

日本アルコール問題連絡協議会（加盟 12 団体）

会 長 上野 佐

〒103-0007 中央区日本橋浜町 3-19-3 ソグノ 21 ビル 2F
特定非営利活動法人アスク（アルコール薬物問題全国市民協会）内
Tel 03-3249-2551 Fax 03-3249-2553

日本アルコール関連問題学会

理事長 白倉克之

〒239-0841 神奈川県横須賀市野比 5-3-1
国立療養所久里浜病院内
Tel 0468-48-1550 Fax 0468-49-7743

主婦連合会

会 長 和田 正江

〒102-0085 千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 3F
Tel 03-3265-8121 Fax 03-3221-7864

通勤線駅構内売店への酒販免許付与の見直しを求める要望書

1月26日、山手線・新大久保駅のホームで酒を飲んでいて男性がふらついてホームから転落、助けるために線路に降りた男性2人も巻き添えになって、3人が死亡するという痛ましい事故が起きました。ホームでの人身事故の7割弱が酔客。しかも今回酔って線路に落ちた男性は、飲酒しての帰路に新大久保駅構内の売店で酒を買い、ホームで飲んでいたので。

狭いホームと階段、混雑、高速での電車の進入……駅構内での飲酒は、酔客による事故の可能性を高めるだけでなく、他の乗客への迷惑にもなっています。そのため私たちは、事故防止対策の一環として、通勤線駅構内での酒類販売中止を求める別紙の要望書をJR各社と国土交通省に提出しました。

新大久保駅にかぎらず、多くのJR通勤線のホームや構内の売店で酒が売られており、その周辺で立ち飲みをしたり、床に座って酒盛りをしている人たちがいます。近頃では、売店の増収を図るために、私鉄でも酒類を扱うところが増えています。

危険をはらんだ駅構内の、しかも通勤線のホームの売店にまで、なぜ無制限に酒販免許が与えられているのでしょうか？ ご承知のように酒類には致酔性という特性があり、それゆえに免許制度存続の意味があるのです。このことを考えると、飲酒によって具体的な危険が生ずる可能性がある場所での酒類販売は、許されるべきでないことは明らかなです。

この悲しい事故を契機に、酒販免許の抜本的な見直しを行ない、通勤線駅構内売店に対しては酒販免許を付与しないよう強く求めます。

※日本アルコール問題連絡協議会 加盟 12 団体：

特定非営利活動法人ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）／イッキ飲み防止連絡協議会／
アディクション問題を考える会（AKK）／飲酒運転に反対する市民の会／（社）全日本断酒連盟／
日本アルコール・薬物医学会／日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会／日本禁酒同盟／
日本キリスト教婦人矯風会／日本禁酒禁煙協会／救世軍日本本営／QBE保険会社

2001年3月21日

東日本旅客鉄道株式会社 社長 大塚陸毅 様
社団法人日本民営鉄道協会 会長 小林公平 様
東京都交通局 局長 寺内廣寿 様
国土交通省大臣 扇 千景 様

東京消費者団体連絡センター（加盟 42 団体）

事務局長 佐藤徳正

〒164-0011 中野区中央 5-41-8

Tel 03-3383-7991 Fax 03-3383-7840

日本アルコール問題連絡協議会（加盟 12 団体）

会長 上野 佐

〒103-0007 中央区日本橋浜町 3-19-3 ソグノ 21 ビル 2F

特定非営利活動法人アスク（アルコール薬物問題全国市民協会）内

Tel 03-3249-2551 Fax 03-3249-2553

日本アルコール関連問題学会

理事長 白倉克之

〒239-0841 神奈川県横須賀市野比 5-3-1

国立療養所久里浜病院内

Tel 0468-48-1550 Fax 0468-49-7743

首都圏通勤線駅構内での酒類販売中止等を求める要望書

首都圏の通勤線ホームや駅構内の売店の多くで酒類が販売されており、その周辺で立ち飲みをしたり、床に座って酒盛りをしている人たちがいます。また、購入した酒類を持って通勤線車両に乗り込み、他の乗客への迷惑も顧みず車中で飲酒している人もいます。

狭いホームと階段、混雑、高速での電車の進入……どう考えても、酔客が増えれば事故の可能性が高まることは明らかです。実際にホーム上の人身事故の 7 割弱が酔客によるものだといわれています。この状況を放置することは、酔客以外の乗客の安全をも脅かすだけでなく、不快感の元凶ともなります。

駅も、酔客の嘔吐や喧嘩、駅員への暴力、転落事故などに悩まされているはずですが、外で飲んでくる人たちを拒否することは難しくても、駅構内で酔客を増やさない努力は可能なのではないでしょうか。

新大久保駅での人身事故を契機として安全対策を求める世論が盛り上がり、JR 東日本はすでにいくつかの対策を打ち出しています。2月16日には山手線内（山手線・中央線・総武緩行線）各駅のホーム上売店における酒類販売自粛が発表されました。

この自粛は、大きな前進であると評価しています。ただし、この決定はあくまでも「当面の自粛」であって「中止」ではないこと、自粛はホームに限られていること、また他の通勤線駅では酒類販売が引き続き行なわれているなど、多くの問題が残っています。また JR だけでなく、この10年間に私鉄各社も駅構内売店での酒類販売に乗り出しています。

そこで、この機に、鉄道全体でのルールづくりに取り組んでいただきたいのです。

鉄道の<運転の安全確保に関する省令>は、「安全の確保は運輸の生命である」と定め、「従業員は協力一致して事故の防止に努め、もって旅客及び公衆に損害を与えないように最善をつくさなければならない」と定めています。

今回の事故を契機に、鉄道の安全対策に、以下の4点を盛り込まれることを、強く要望します。

記

- ① 通勤線の駅（通勤・通学の乗降客がほとんどの駅）構内での酒類販売を中止すること。
- ② ホームでの飲酒は危険なので禁じること。
- ③ 通勤車両内での飲酒を控えるよう、乗客への指導を徹底すること。
- ④ 転落等の事故の危険性を訴えるなどして、駅構内の酔客を減らす積極的な努力をすること。

※東京消費者団体連絡センター代表委員団体

東京都地域婦人団体連盟／東京都地域消費者団体連絡会／主婦連合会／東京都生活学校連絡協議会／
新婦人日本の会 東京都本部／東京都生活協同組合連合会／文京区消費者団体連絡会

※日本アルコール問題連絡協議会 加盟 12 団体：

特定非営利活動法人ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）／イッキ飲み防止連絡協議会／
アディクション問題を考える会（AKK）／飲酒運転に反対する市民の会／（社）全日本断酒連盟／
日本アルコール・薬物医学会／日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会／日本禁酒同盟／
日本キリスト教婦人矯風会／日本禁酒禁煙協会／救世軍日本本営／QBE保険会社